

平成28年12月吉日

年金受給待期者の皆様へ

岩手県建設業厚生年金基金
代表清算人 木下 紘

岩手県建設業厚生年金基金解散のお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金は、岩手県内の建設業界で働く従業員の皆様の老後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に昭和62年10月に設立され、今日まで事業運営を行って参りました。

しかしながら、すでにご案内しておりますとおり、厚生年金基金制度の見直しに係る改正法が平成25年6月に成立したことに伴い、基金の今後の方針について検討を重ねた結果、改正後の基金存続基準を満たすことが不可能な状況と判断いたしまして、平成28年7月19日開催の代議員会において『基金解散の認可申請』を行うことを決議し、厚生労働大臣へ解散認可申請書を提出いたしました。

この程、厚生労働大臣より平成28年11月22日付で『基金解散の認可』が通知され、岩手県建設業厚生年金基金が解散いたしましたことをご知らせいたします。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、解散に至った事情をご賢察いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後、当基金は、清算事務局として清算業務を行って参ります。ご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせくださるようお願い申し上げます。

敬具

【岩手県建設業厚生年金基金の解散に関するご照会】

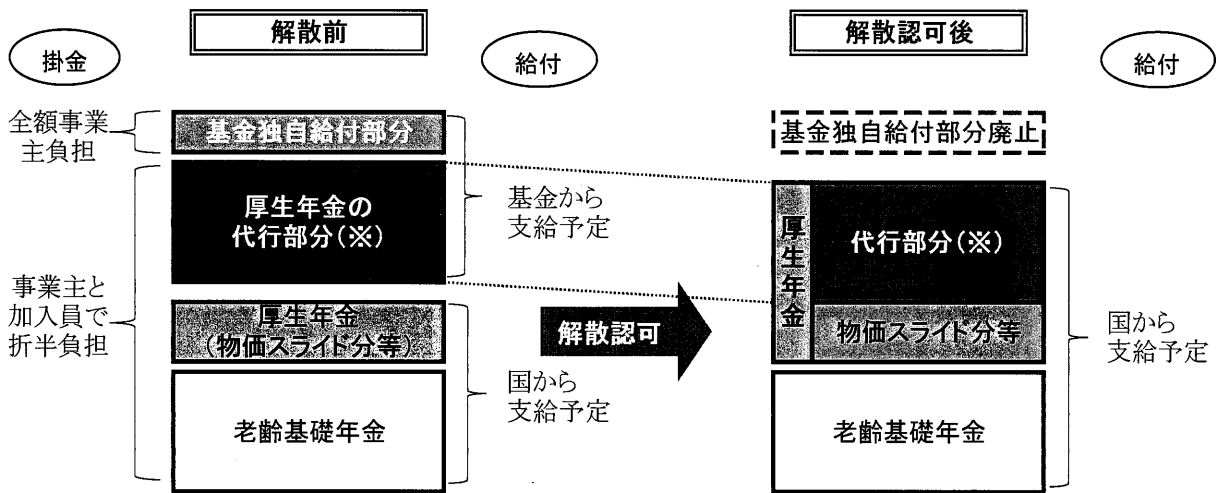
解散基金名称：岩手県建設業厚生年金基金
所在地：〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町17-9 建設会館3階
電話：019-653-4484
受付時間：平日 8:30~17:30

この「ご案内」発送直後はお問い合わせが大変多く、お電話が繋がりにくい場合がございますので、予めご了承願います。

厚生年金基金解散に伴う影響について

1. 基金解散に伴い、当基金に納付していただいた掛金は国(日本年金機構)へ移管いたします。これにより、当基金からお支払する予定であった基金加入期間分の厚生年金の代行部分(※)の年金は、国(日本年金機構)に引き継がれ、将来、老齢厚生年金を受けられるようになった時に日本年金機構へ請求手続きをすることで、厚生年金保険法に基づき、国(日本年金機構)から支給されます。(「公的年金の受給開始年齢表」参照)
2. 国(日本年金機構)へ引き継ぐ厚生年金の代行部分(※)の年金を国から受けるための移管手続きは基金が行いますので、皆様のご自身で行う手続きはございません。
3. 当基金では、基金加入期間が1ヶ月以上あれば、基金から年金を支給する制度となっておりましたが、国(日本年金機構)へ移管後は、老齢厚生年金の受給資格(原則、加入期間が25年以上)を満たしていない場合、老齢厚生年金として受け取ることができないことがございます。

(※)老齢厚生年金の報酬比例部分



(参考)公的年金の受給開始年齢表

		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
男子	昭和24.4.2~28.4.1							
女子	昭和29.4.2~33.4.1						老齡基礎年金	
男子	昭和28.4.2~30.4.1							
女子	昭和33.4.2~35.4.1						老齡基礎年金	
男子	昭和30.4.2~32.4.1							
女子	昭和35.4.2~37.4.1						老齡基礎年金	
男子	昭和32.4.2~34.4.1							
女子	昭和37.4.2~39.4.1						老齡基礎年金	
男子	昭和34.4.2~36.4.1							
女子	昭和39.4.2~41.4.1						老齡基礎年金	
男子	昭和36.4.2~							
女子	昭和41.4.2~						老齡基礎年金	

4. 国(日本年金機構)へのお問い合わせ先(年金請求手続きについてご照会をする場合)

【国(日本年金機構)のご照会窓口】

日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話：0570-05-1165

※ PHS・IP電話からは、03-6700-1165にお掛けください。

また、年金に関するお問い合わせは、お近くの年金事務所でも受け付けております。

ご不明な点等がございましたら、当基金までご照会ください。